

仕様書

この仕様書は、神奈川県立こども医療センター（以下「センター」という。）クリーン病棟衛生管理業務、手術室等清浄度管理業務及び薬剤科無菌製剤室消毒業務委託内容の概要を示すもので、軽微な部分または本書に記載のない事項であっても、神奈川県立こども医療センター総長（以下「発注者」という。）が当該業務を遂行するうえで必要とする場合には、発注者と委託業者（以下「受注者」という。）と協議のうえ、契約金額の範囲内で実施するものとする。

第1章 総則

1 委託件名及び委託期間

(1) 委託件名

クリーン病棟衛生管理業務、手術室等清浄度管理業務及び薬剤科無菌製剤室消毒業務委託

(2) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 履行場所

神奈川県立こども医療センター（横浜市南区六ツ川2-138-4）

3 委託業務の内容

- (1) クリーン病棟衛生管理業務
- (2) 手術室等清浄度管理業務
- (3) 薬剤科無菌製剤室消毒業務委託

第2章 クリーン病棟衛生管理業務

1 作業個所及び面積

クリーン病棟区域 15床 860.00㎡

2 業務内容

業務内容は日常衛生管理、定期衛生管理に区分され、方法、実施日、回数などは別添の作業基準表に定める基準に基づき行う。

- (1) 作業員の作業時間は、午前9時00分から午後5時15分までとする。
- (2) 日常衛生管理はNASA規格による清浄度クラス10,000（8床）、クラス1,000（3床内1床は陰陽圧切り替え病室）、クラス100（4床）を中心とした病棟内全体の清浄度を維持管理することを目的として行う。
- (3) 定期衛生管理は、日常管理を補完するために実施する。

3 業務の方法

- (1) 日常衛生管理は次の作業を別添の作業基準表1に従い実施する。

ア ごみ袋、ポリグローブの準備とごみを取り除きごみ箱の洗浄

ごみ袋、ポリグローブを準備する。室内のごみ箱の中にあるごみを取り除き、毎日ごみ箱のビニール袋を清潔なものと交換する。ごみ箱が汚れている場合、水洗し乾燥させる。

イ 高所の埃とり

室内の天井に近いところ、ドアの上部、棧、壁面の上部及びカーテンレール上部等をモップでクリーニングする。また、プレフィルター設置部カバーの埃を、定期的に取り除く。

ウ 床の埃とり

室内の床のごみや埃を完全に除去する。

エ 上拭き・消毒

定期的に室内の壁面、各什器の外側・内側、建具金物の汚れ・しみを清掃する。

オ トイレ、浴室及び洗面台、流し、ベッド、テーブル、床頭台等

毎日、病棟内の全てのドアノブ、トイレ(便座)、流し、浴室、シャワーヘッド、ベッド柵及びベッドの周囲、テーブル、床頭台を溶液で消毒清掃する。

・鏡は毎日磨く。

・トイレットペーパー、ペーパータオル、及び石鹼（又はそれに相当するもの）を必要に応じて補給する。

・排水の状態を定期的に確認し、薬剤による清掃を毎月2回実施する。

・石鹼垢のつきやすい場所は注意する。

・金属部分を錆ないように定期的に防錆し磨き上げる。

カ 床のクリーニング

(ア) 床面作業時には、黄色の『足元注意』看板を設置する。

(イ) ハンドスプレーを軽く噴霧し、床用T字型モップで都度清拭する。

(ウ) 床用T字型モップ、糸モップの順で使用する。

(エ) トイレ・汚物室など凹凸のある床面に対しては、糸モップを使用する。

(オ) モップを絞る機材は使用禁止。

キ 使用したモップは毎回、洗浄、乾燥させる。

ク 感染症ベッド周りの消毒

5305 室使用時は、その感染症に有効な消毒剤を発注者の承認を受けた上で選定し、清拭消毒を行う。また、その他の病室においても感染症患者入院時は、同様な消毒清拭を行う。なお、汚染された溶液は一室毎に汚水流しに廃棄し、モップ類は当室清掃完了後消毒する。

(2) クラス 100・1000 病室の日常衛生管理は次のとおりとする。

ア バイオクリーンルームに関する知識を有する者が清掃業務を担う。

イ バイオクリーンルームの業務及びその管理についての知識を有する者が清掃業務を担う。

ウ 消毒薬の使用法、院内感染に関する知識を有する者が清掃業務を担う。

エ 患者退室後の後片付けを行い、その後日常清掃業務に準ずる。

(3) 定期衛生管理は次の作業を別添の作業基準表 2 に従い実施する。

ア 床

剥離は、全ての床の汚れと残存ワックスを剥離剤を用いて剥離し、樹脂ワックスを用いて 4 層塗とし、自然乾燥させる。

イ 窓ガラス清掃

窓ガラスの清掃は、室内側のみ、毎月 2 回以上行う。

作業は規定の溶液を用いて清拭し、くもりのないよう仕上げる。

ウ フィルターの交換・清掃・点検等を患者の入室状況を確認しながら、発注者と相談の上、

実施する。(対象箇所は別添「クリーンファンユニット交換・点検箇所」のとおり)

- (ア) プレフィルターの交換を2～3ヶ月に1回行う。
- (イ) 中性能フィルター(更衣室上等5箇所)の交換を年1回行う。
- (ウ) クリーンファンユニットの点検を年1回行い、適宜交換すること。

(4) 廃棄物の処理

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物および感染性廃棄物の3種に分類して取り扱う。

一般廃棄物と産業廃棄物は各個別に指定されたごみ箱に発注者が支給する指定された色のビニール袋を用いる。

感染性廃棄物は発注者が準備するバイオハザードマーク付き密閉式容器又は段ボール箱を使用する。

廃棄物はクリーン病棟外前室に集積する。集積した廃棄物は外部へ搬出し、運搬と処分を行う。

(5) その他

ア 廃棄物の回収、外部前室への搬出は1日1回以上行う。

イ 医療機器で稼働しているものの清掃については、開始及び終了時に看護師に声を掛けて行う。

ウ 感染症対策として受注者が定める規定の環境専用消毒剤を使用し、清掃用モップは各部屋ごとに交換する。

エ 作業衣、ガウンは受注者が準備するものを使用する。

オ 受注者は、掃除用具一式及びカートをクリーン病棟専用に準備するものとする。またその置き場は専用のカート置き場とする。作業員の業務時間外に発注者が当該業務区域内で清掃する必要があると認めたときは、この掃除用具一式及びカートを使用するものとする。

カ 経費分担

(ア) 次の物品は発注者の負担とする。

トイレットペーパー、消毒薬(排水管用薬剤)、ごみ箱用ビニール袋、手洗い用石鹸、ペーパータオル

(イ) 上記以外の物品は受注者の負担とする。

4 作業上の注意事項

- (1) 患者、来院者及び職員に対して言葉遣い、態度に注意し節度ある接遇をおこなわなければならない。また、常に名札を着用すること。
- (2) 作業の実施にあたっては、常に火災、盗難及びその他の事故の発生することがないように十分注意を払わなければならない。
- (3) 業務作業の実施により移動した椅子、その他の物品は必ず元の位置に戻す。
- (4) 作業員は、作業中は作業服を用いるものとする。
- (5) 作業衣は毎日洗濯したものを着用する。又、靴については院内専用とし、清潔、安全なものを使用する。
- (6) 作業員は特殊エリアの維持管理業務を行ううえでの専門知識を有し、発注者の職員と相互に協力しなければならない。
- (7) 作業員は業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (8) 作業員は、咳や痰などの呼吸器症状、下痢症状や発熱、発疹のある場合は業務責任者に報告する。

5 業務責任者規定

- (1) 病院清掃及びその衛生管理についての高度の技術と知識を有し、従事者の監督指導の能力を有する業務責任者を1名作業員と別におき、発注者の求めに応じ適宜来所すること。
- (2) 契約後すみやかに契約期間の作業予定及び月間作業予定表を作成し提出するものとする。ただし、提出された予定表が予想される業務の内容からみて、不相当であると認めるときは、発注者は受注者に対して是正の申し入れをすることができる。
- (3) 契約後すみやかに発注者へ業務責任者及び作業員の氏名、年齢、性別及び作業にかかる資材等の名称を記載したものを提出するものとする。
- (4) 作業員に対して、技術及び患者接遇教育を継続的に行うこと。また、その教育研修状況を記録し発注者へ報告すること。
- (5) 業務責任者は常時連絡がとれるようにしておく。
- (6) 業務責任者は日常衛生管理及び定期衛生管理業務の実施状況を毎月発注者に報告する。また、業務の実施上改善すべき事項があると認めるときは、受注者は早期に改善し、その状況を発注者に報告すること。
- (7) 作業中に受注者の責に帰すべき事由により院内施設財産及び患者の私物を破損した場合は、ただちに発注者にその旨連絡するとともに損害賠償が生じた場合は、それに応じること。
- (8) 作業員の健康管理に努め、年1回以上の健康診断及び業務上必要な検診を受けさせ、受診させた従事者の氏名及び受診日を報告すること。その結果作業員の健康に問題があることが判明した場合はただちに必要な措置を講じるとともに、その旨発注者に報告すること。
- (9) 作業員について小児感染症である麻疹・水痘・風疹・流行性耳下腺炎については既往または抗体価を確認する。抗体がない場合にはワクチン接種を受けた後4週間経過後クリーン病棟での作業が可能となる。ワクチン接種にかかる費用は受注者が負担する。
- (10) 作業員のインフルエンザワクチン予防接種は、こども医療センター職員の接種時に全員が接種をする。費用は受注者の負担とする。
- (11) 業務責任者は定期的に発注者の職員と衛生管理業務の検査、見直しについて会議を行い、問題点の解決を図り業務水準の向上に努めること。

6 その他

- (1) 発注者が作業員または業務責任者を勤務状態不良と認めたとき、又は病気等により作業継続不適合と認められる場合は、受注者に適切な措置を講ずることを求めることができる。
- (2) この仕様書に定めるほか、業務の実施に関し必要な事項は必要に応じて発注者受注者両者が協議して決める。
- (3) 日常衛生管理の消毒液は、過酸化水素水等を使用する。
- (4) クリーン病棟以外からの持込品の消毒を行う。
- (5) 使用した医療用器械の清拭を行う。
- (6) 受注者は、契約の終了又は解除により発注者が他者へ業務を引き継ぐ必要が生じた場合には、標準作業書（マニュアル）を発注者に提供すること等により、当該業務に支障のないよう発注者に協力しなければならない。また、業務に支障が生じる恐れがある場合には、契約期間終了

後も柔軟に対応しなければならない。

第3章 手術室等清浄度管理業務

1 手術室等の全体の床清潔ワックス

- (1) 実施月 4月、10月に実施する。
- (2) 作業方法 前のワックスを表面洗剤で、床を洗浄した後、薬剤を混合した抗菌ワックスを塗布する。
- (3) 使用薬剤等 ワックスの成分：現在は、ホスピタルコートカルシウム（イソプロピルメチルフェノール）を使用している。同等品を使用する。
- (4) 作業区域 作業区域は、別表1のとおりとする。

2 手術室等の床消毒

- (1) 実施月 4月、6月、8月、10月、12月、2月
- (2) 作業方法 消毒したモップ等を用いて消毒剤を床に塗布すること。
- (3) 使用薬剤等 10w/v%塩酸アルキルジアミノエチルグリシン液
10w/v%塩酸アルキルジアミノエチルグリシン液を500倍に希釈して0.2%としたものとする。
- (4) 作業区域 作業区域は、別表2のとおりとする。

3 手術室、無菌製剤室、前室及びNICUクリーンベンチ、5西病棟、クリーン病棟の浮遊細菌・付着細菌検査及び浮遊塵埃測定

- (1) 実施月
浮遊細菌・付着細菌検査 4月、10月
浮遊塵埃測定 4月、10月
- (2) 採菌法等 浮遊細菌・付着細菌検査…エアースAMPLER法及びスタンプアガー法
浮遊塵埃測定 1分間1 f t 3の空気を吸収し、その中の塵埃を、0.5ミクロン以上の粒子まで測定すること。
- (3) 採菌材料 フードスタンプ寒天培地（生菌用）
- (4) 検査対象 検査対象は次のとおりとし、各室で一定の検査箇所を決め、検査を行う。また、全ての菌を菌種まで同定培養すること。

建物名	階数	室名	細菌検査ポイント			浮遊塵埃測定数	NASA規格 クラス
			天井	壁	床		
本館	1階	無菌製剤室 29.0㎡	○	○	○	5	10000
		無菌製剤室棚・クリーンベンチ	○	○	○	1	100
	3階	前室 5.9㎡				3	10000
		循環器手術室	○	○	○	1	10000
	5階	5西病棟安全キャビネット内	○	○	○	1	100
		クリーン病棟処置室	○	○	○	1	10000
クリーン病棟移植細胞処理室		○	○	○	1	10000	
	1階	NICUクリーンベンチ	○	○	○	1	100

周産期棟	2階	分娩手術室	○	○	○	1	10000
	3階	手術室 1～7	○	○	○	1	10000

4 使用薬剤等について

第1項から第3項に係る業務において使用する薬剤等は、原則は記載のとおりとするが、細菌検査結果により薬剤等を変更する必要がある場合などは、発注者と協議した上で決定するものとする。

5 作業報告書

作業結果報告書は、作業終了後4週間以内に提出するものとする。

なお、無菌製剤室の浮遊細菌・付着細菌検査実施月の報告書には次の事項を添付すること。

- ・採菌場所の位置毎のコロニー数一覧表
- ・作業状況の記録写真及び測定結果写真（採取した培地を撮影）

6 注意事項

- (1) 作業にあたっては、作業に関係ない場所へ立ち入らないこと。
- (2) 作業にあたっては、職員または業務に支障をきたすことのないよう注意すること。
- (3) 清潔区域内に立ち入るときは、よく手洗いをを行い、滅菌された被服に更衣すること。
- (4) 作業に当たっては、医療機器に支障をきたさないよう十分注意し、移動する場合又はやむをえずコンセントを抜く時には、病棟職員に連絡の上、承認を得て行うこと。

7 本業務の委託にあたっては、医療法施行規則第9条の9の要件を満たすこと。

別 表 1

第 3 章 1(4)作業区域 (ワックス)

建物名	階数	室名	面積 (㎡)
周産期棟	地下 1 階	調乳室	39.0
	1 階	器材センター・エレベーター 1 基	83.6
	2 階	LDR 1・LDR 2・前室(1)・分娩室 1・蘇生観察室・分娩手術室・分娩手術準備室・分娩室 2・分娩器材室 3・分娩器材室 2・分娩ホール・エレベーター前室・スタッフスペース	365.3
	3 階	暗室・操作室・手術室(2)・器材室・手術室(1)・手術前室・手術ホール・ナースステーション・回復室・麻酔記録室・麻酔科医控室・汚物処理室・ME 器材庫・ME 室・倉庫・検査室・器材室(1)・手術室(3)・手術室(3)前室・手術室(5)手術室(6)・器材室(2)・麻酔準備室・手術室(7)・緊急消毒室・配電盤・格納庫・器具庫・既滅菌室・既消毒室・未消毒室	1170.4
本館	1 階	無菌製剤室・前室	34.9
	3 階 中央手術室	循環器手術室・心臓カテーテル室・CPU 室・操作室・心カテ器材室・サーバー室・既消毒器材室・人工心肺準備室・ME 準備工作室・ME 器材室・手術ホール・前室 3	407.0
	ICU	ICU (8 室)・ICU 隔離室前室・スタッフステーション	283.7
		HCU (5 室)・HCU 隔離室と前室(2 室)・廊下 3・前室 4	289.3
	第 1 病棟 HCU	HCU (8 室)・HCU 隔離室と前室(2 室)・乳児室・調乳コーナー 2・廊下 4	496.5
第 2 病棟 HCU			
合 計			3,169.7

別 表 2

第 3 章

2(4)作業区域 (床消毒)

建物名	階数	室名	面積 (㎡)
周産期棟	地下 1 階	調乳室	39.0
	1 階	器材センター・検体検査室・NICU病床・NICU前室・NICUスタッフステーション・注射薬調剤室・調乳室・沐浴室・GCU前室・GCU病床・GCUスタッフステーション・器材診材倉庫・クリーンEV前室	1,113.7
	2 階	LDR1・LDR2・前室(1)・分娩室1・分娩手術室・分娩室2・分娩ホール・蘇生観察室・スタッフスペース・エレベーター前室・分娩ホール前室・廊下(5)・新生児室・MFICU(6室)	535.8
	3 階	手術室(1)・手術室(2)・手術室(5)・手術室(6)・手術室(7)・手術室(3)前室・手術ホール・ナースステーション・回復室・汚物処理室・器材室(1)・器材室・緊急消毒室・中材ホール・操作室	707.3
本館	1 階	無菌製剤室・前室	34.9
	3 階 中央手術室	循環器手術室・心臓カテーテル室・CPU室・操作室・心カテ器材室・サーバー室・既消毒器材室・人工心肺準備室・ME準備工作室・ME器材室・手術ホール・前室3	407.0
	ICU	ICU(8室)・ICU隔離室前室・スタッフステーション	283.7
		HCU(5室)・HCU隔離室と前室(2室)・廊下3・前室4	289.3
	第1病棟 HCU	HCU(8室)・HCU隔離室と前室(2室)・乳児室・調乳コーナー2・廊下4	496.5
第2病棟 HCU			
合 計			3,907.2

第4章 薬剤科無菌製剤室消毒業務

1 無菌製剤室床消毒業務

- (1) 実施日時：毎日
- (2) 作業方法：消毒したモップ等を用いて消毒剤を床に塗布すること。

2 無菌製剤室棚・クリーンベンチ等消毒業務

- (1) 実施日時：毎週1回
- (2) 作業方法：消毒したモップ等を用いて除菌清拭を行うこと。

3 無菌製剤室全体清拭消毒業務（天井・壁・クリーンルーム内医療機器）

- (1) 実施日時：毎月1回
- (2) 作業方法：消毒したモップ等を用いて除菌清拭を行うこと。

4 使用薬剤等について

第1項から第3項に係る業務において使用する薬剤等は、発注者と協議した上で決定するものとする。

5 作業報告書の提出

受注者は、清掃業務終了後、事業報告書を4週間以内に提出するものとする。

6 注意事項

- (1) 作業にあたっては、作業に関係のないところへ立ち入らないこと。
- (2) 作業にあたっては、職員または業務に支障をきたすことのないよう注意すること。
- (3) 作業は、センターの指定する日時に行うこと。

作業基準表 1

日常衛生管理(回/週)

清潔個所	S1	S2	S3	S4	S5	S6	S7
クラス1000(8床)	7	7	7	7	7	7	7
クラス1000(3床)	7	7	7	7	7	7	7
クラス100(4床)	7	7	7	7	7	7	7
感染前室	7	7	7	7	7	7	7
感染症面談室	7	7	7	7	7	7	7
クラス100前室(4床)	7	7	7	7	7	7	7
前室 2	14	7	14	7	7	7	7
前室 3	7	7	7	7	7	7	7
前室 4	7	7	7	7	7	7	7
前室 5	7	7	7	7	7	7	7
男子更衣室		6	7	7		7	7
女子更衣室		6	7	7		7	7
家族更衣室	14	7	7	7	7	7	7
リネン庫		7	7	7		7	7
器材庫		7	7	7	7	7	7
男子トイレ	14	7	7	14	7	14	7
女子トイレ	14	7	7	14	7	14	7
車いすトイレ	14	7	7	14	7	14	7
汚物処理室	14		7	14	7	14	14
洗面手洗い	14		7	14	7	7	7
男子職員トイレ		7	7	7	7	14	14
女子職員トイレ	14	7	7	7	7	14	14
談話コーナー		7	7	7	7	7	7
プレイコーナー		7	7	7	7	7	7
食堂	14	7	7	7	7	使用後	7
浴室	7	7	7	7	7	状況により 2~3回	7
沐浴脱衣室	7	7	7	7	7	7	7
移植細胞処置室	7	7	7	7	7	7	7
スタッフステーション	21	7	7	7	7	7	14
調剤調乳コーナー	21	7	7	7	7	7	14
看護科長コーナー	7	7	7	7	7	7	7
排煙窓		1					7
搬送室		7	7	7	7	7	7
記録室	7	7	7	7	7	7	7
処置室	14	7	7	7	7	7	14
廊下		7	7	7	7	7	7
看護師休憩室	14	7	7	7	7	7	14
手洗い2個所	14		7	14	14	14	14
ベット柵・テーブル・床頭台				7			7

S1	ごみの取り除きと屑かごの洗浄・乾燥
S2	高所の埃取り
S3	床の埃取り
S4	うわ拭き
S5	流しなどのクリーニング
S6	床のクリーニング
S7	見直し・点検

作業基準表 2

清潔箇所	定期衛生管理(回/年)		
	S8	S9	S10
クラス10000(8床)	2	12	
クラス1000(3床)	2	12	
クラス100(4床)	2	24	
感染前室	2	12	
感染症面談室	2	12	
クラス100前室(4床)	2	12	
前室 2	2	12	
前室 3	2	12	
前室 4	2	12	
前室 5	2	12	
男子更衣室	2	12	
女子更衣室	2	12	
家族更衣室	2	12	
リネン庫	2	12	
器材庫	2	12	
男子トイレ	2	12	
女子トイレ	2	12	
車いすトイレ	2	12	
汚物処理室	2	12	
洗面手洗い	2	12	
男子職員トイレ	2	12	
女子職員トイレ	2	12	
談話コーナー	2	12	
プレイコーナー	2	12	
食堂	2	12	
浴室	2	12	
沐浴脱衣室	2	12	
移植細胞処置室	2	12	
スタッフステーション	2	12	
調剤調乳コーナー	2	12	
看護科長コーナー	2	12	
排煙窓		12	
搬送室	2	12	
記録室	2	12	
処置室	2	12	
廊下	2	12	
看護師休憩室	2	12	
手洗い2箇所	2	12	
手洗い・流し配管			24
S8	床の剥離清掃及び洗浄ワックス		
S9	壁の清掃		
S10	薬剤清掃		

クリーンファンユニット交換・点検箇所			
交換			
クリーンルーム		4	室
クラス100プレフィルター抗菌袋型(4室×10個)		40	個
クラス100以外プレフィルター		38	個
点検			
1床室1・2・3・4(クラス100)		4	台
1床室6・7、感染5(クラス1000)		3	台
2床室8・9・10・11、感染前室、スタッフステーション(クラス10000)		12	台
記録室、処置室、移植細胞処置室、看護師休憩室、機材室3、感染症面接室		6	台
廊下、プレイルーム		10	台
	合 計	35	台